

令和 7 年第 4 回臨時会

(10月24日招集)

山都町議会会議録

令和7年10月第4回山都町議会臨時会会議録目次

○10月24日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 報告第9号 専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について	2
日程第4 議案第98号 ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者調査 委員会条例の制定について	3
日程第5 議案第99号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	11
閉会	14

10月24日（金曜日）

令和7年10月第4回山都町議会臨時会会議録

1. 令和7年10月24日午後3時0分招集
2. 令和7年10月24日午後3時0分開会
3. 令和7年10月24日午後3時45分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 報告第9号 専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について
 - 日程第4 議案第98号 ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者調査委員会条例の制定について
 - 日程第5 議案第99号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第5号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	副 町 長	坂 本 浩
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	工 藤 博 人
清 和 支 所 長	西 田 法 生	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	嶋 田 浩 幸	企画政策課長	北 貴 友
税務住民課長	玉 目 知 穂	健康ほけん課長	長 崎 早 智
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環境水道課長	有 働 頼 貴
農林振興課長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山の都創造課長	菊 地 勝 也	商工観光課長	山 下 公 司
学校教育課長	鈴 木 保 幸	生涯学習課長	平 岡 哲 也
そよう病院事務長	枝 尾 博 文	監 査 委 員	橋 本 由紀夫

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋 尚孝 外2名

開会・開議 午後3時0分

○議長（藤澤和生君） 皆さん、こんにちは。ただいまから令和7年第4回山都町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、西田由未子君、5番、中村五彦君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

日程第3 報告第9号 専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、報告第9号「専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について」、報告を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 説明いたします。

報告第9号、専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月24日提出、山都町長。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分事項として、議員発議により、法律上、町の義務に属する損害賠償で、その額が1件100万円以下のものの額を定めること、並びにこれに伴う和解及び調停に関することを指定していただいております。

前回の議会閉会后、これまでの間に損害賠償の額が確定し、和解に至った事案が1件生じまし

たので、報告するものです。

次のページを御覧ください。

専決第6号、専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる日時及び場所で発生した相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と山都町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて専決処分する。

令和7年9月26日、山都町長。

1、事故発生日時、令和7年8月19日午前11時。

2、事故発生場所、山都町御所、御所トンネル入り口。町道冷水後迫線という町道があるんですけども、その御所西谷の小野迫地区から御所の後迫の地区の間にあります御所トンネルの西谷側の入り口の部分になります。

3、和解の相手方、個人。

4、事故の概要、上記日時、場所において、軽自動車で行中、御所トンネル入り口にあったポットホールにはまり、左後方タイヤがパンク。ちょうど西谷方面から後迫方面に向かって走行中、ポットホールの角にタイヤが当たったものです。個人にけがはありません。

5、損害賠償の額、1万1,044円。責任割合は、町8割、相手方2割です。

6、和解事項、本事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方異議の申立てをしない。

7、和解日、令和7年9月26日。

次のページを御覧ください。

写真で道路の状況を写してますが、ちょうどこの写真が補修をした後の写真になってしまっていて、ちょっと状況が判断しづらいんですけども、この白いコンクリートの手前がホールになってまして、その白いコンクリートの角にタイヤが当たってパンクしたのではなかろうかと思うところです。このように、このポットホールについては、即日補修を行っているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 報告第9号の報告は終わりました。

よって、報告第9号「専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について」は、報告済みといたします。

日程第4 議案第98号 ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者調査委員会条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第98号「ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者調査委員会条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

議案第98号、ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者調査委員会条例の制定

について。

ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者調査委員会条例を別紙のとおり定める。

令和7年10月24日提出、山都町長。

提案理由です。

ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案について、公正かつ中立な立場から事実関係を明らかにする第三者調査委員会を町長の附属機関として設置するため、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

今般のふるさと納税対象団体指定取消しの決定を受け、本町におけるふるさと納税の募集費用が基準額を超過した要因について、詳細を精査するとともに、役場内の業務体制を含むガバナンスの在り方について検証を行うものです。

第三者調査委員会には、日本弁護士連合会が2021年3月に示された地方公共団体における第三者調査委員会に弁護士が委員等として関与し、その調査等を実施する場合において参考となる地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針を踏まえ、公正中立な立場から調査等を行っていただくこととしています。

また、本調査の結果については、町として総務省に報告し、適切な説明を行うとともに、同類の事案の再発防止に向けた取組を進めてまいります。

次のページを御覧ください。

条例公布文です。

第1条は、設置の根拠に関する規定です。第三者調査委員会は、指定を取り消された事案について事実関係を究明し、把握し、及び認定し、必要に応じて意見等を形成し、町長に報告いただくことを目的として、町長の附属機関として設置するものです。

第2条は、所掌事務です。先ほど第1条で述べました目的の部分となります。

第3条は、組織です。識見を有し、予断と偏見を排することができる者で、かつ、利害関係を有しない5人以内の委員をもって組織することとし、委員は学識経験を有する者から町長が委嘱します。現時点において、弁護士1人、大学教員2人、中小企業診断士1人の4人を想定しており、既にそれぞれ各団体に推薦の依頼を行っています。各団体内において調整されますので、現在、人選の連絡を待っている状況にあります。

第4条は、任期です。委員の任期は、第2条に規定する事務を終了する日までの間とするとしています。各団体に委員推薦を依頼する際には、年度内の検証完了を見込み、任期の予定を年度内と示させていただいておりますが、具体は委員会の協議により調整されることになろうかと思うところです。

第5条は、報酬及び費用弁償について規定しています。1時間当たり1万500円としております。日本弁護士連合会の指針及び県において実施された調査委員会を例にとり、設定したものです。

第6条は、委員長の選任及び役割等を。

第7条は、会議の運営に関して。

第8条は、関係者への出席要請や資料提出に関して。

第9条は、守秘義務について。

第10条は、庶務を総務課において処理すること。

第11条は、委任について、それぞれ規定しています。

附則です。条例は公布の日から施行することとしています。また、最初の会議は町長が招集することとしています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第98号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 6番、矢仁田です。

この問題については、なぜこういうことが起きたのか。あるいは、今後の再発防止のため、そういうものを含めて、検討委員会が必要だというのは分かりますが、当事者、職員については、取調べのようなことがあってはならないと思っております。私、経済建設委員でありました関係上、このふるさと納税についてはよく知っておりますし、一緒に取り組んできた過程があります。その中で、一生懸命職員は頑張ってきたという思いがあります。その職員、多分、今は物すごいいろんなことに耐えているのが精いっぱい状況じゃないかと、そういうふうに思います。ですから、この委員会をつくられたとしても、そういう取調べのようなことがあってはならないと思っておりますので、そこは町長、そういうことはない、そういうことはさせませんというぐらいの気持ちが欲しいというのが聞きたいことです。

それともう一つは、この問題につきましては、検討委員会をつくることも大事ですけども、実際困る人たちがいるんですよ。返礼品の事業者さんって言いますけども、その方たちは年末年始に向けて資材をそろえたり、食材をそろえたり、いろんなことをされとる。あるいは、段ボールとか、袋とか、いろんなことを準備されとる。物すごく迷惑もかけるし、補償の分野に入る部分もあると思いますので、検証委員会と同時に、その辺のことも弁護士あたりに相談しながら進めていくべきだと思いますので、どうでしょうか、町長。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今回のふるさと納税の指定取消しにつきましては、本当にこれまでも議員の皆様方に申し上げてきましたとおり、大変申し訳ないことであったというふうに感じております。

あわせて、今、6番議員からありました、ふるさと納税の返礼品を取り扱われていた事業者の皆様に対しましては、10月3日の日に説明会をし、また、いろいろな御意見をいただき、その後、速やかに、現在、それぞれの事業者によって対応が変わってくるというふうに思っております。その実態についてしっかりと今、調査を進めているところです。

議員おっしゃったように、今回のこの問題につきましては、返礼品の事業者の方々がそういった損害が少なく、少しでもないような対応をしていくというのが、まず一番急いでしなければいけないということで、現在、町の執行部挙げて対応に当たっているところでございます。

あわせて、今回、設置条例を提案しました第三者委員会につきましては、これまでのこのふるさと納税が取消しになった経緯につきまして、しっかりと町としても考えていかなければならないと。ただ単に担当者のミスでこれが起こったということで終わらせるのではなくて、この制度も含めたところで、本来50%を超えてはならないという国の規定であったというのは重々承知の上ではございますが、じゃあ、なぜこれを超えたのかということも含めて、制度的なものも含めて、していくべきだと、そこを明らかにしていくべきだというふうに考えております。

今回のこの取消しがあって、直後、役場職員全員集めまして、私のほうからお話をさせていただきました。今、議員が懸念されておりますように、職員のミスだけで終わらせるわけではない。やっぱりこれは町の体制も含めたところで、どういったところがいけなかったのか、そこも明らかにしながら今後の再発防止をしていくと。さらには、今後の制度の運用についてもしっかりとできるような体制をつくるということが目的でございますので、職員に対するそういった配慮は十分しながら、調査を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 議案第98号について発言をお許ししたいと思います。

今、6番議員もおっしゃったんですが、この間10月3日の説明会でどういうふうな御意見が出たのかというところを1点、おおよそのことを聞かせていただきたいというところが質問でありまして、そしてまた、この議案は、今回のふるさと納税対象団体から除外されたということに関する原因や経過を調べるために執行部が第三者委員会を立ち上げるためのものと理解しております。役場内での作業伝達がどのようにされていたかを検証するのが大切なことだと思っております。

しかし、一方で、私たち議会の責任も実に重たいものだというふうに思っております。この除外の報道がなされてからしばらくの時間がたっておりますが、町民の中には、議会は何をしていたのかというふうな声が多く聞かれています。当然のことです。その声を聞くまでもなく、私たちは町民の代表であるにもかかわらず、大事な仕事である行政の監視機能を怠っていたと言わざるを得ません。

今回のことで迷惑を被った返礼品の納入業者や全町民に対しては、執行機関、監査委員、そして、私たち議会、それぞれの立場で検証し、目を背けることなく、このことに至った説明責任を果たさなくてはならないというふうに思っております。

今回引退する私ではございますが、この議論に参加できないのはじくじたる思いでございます。ですが、これまでの決算審査の在り方などを含めて、次期の議会の皆様へ、今後の検討を深くお願いする次第です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 10月3日の説明会での主な意見ということの御質問ということで理解させていただきます。10月3日の説明会では昼の部と夜の部と2回開催させていただきました。昼の部につきましては、県内の共通返礼品を取り扱われる町外の事業者の方が主に、当然地元の方もいらっしゃるんですけども、夜の部が、多くは地元の方が来ていらっしゃるよう感じました。

お昼の部で出た意見につきましては、当然、県内の共通返礼品事業者の方がおっしゃる意見が結構主動といたしますか、主に意見されたような形で、在庫とか、そういうのを12月に向かって加工していたのがさばけなくなると、その分が非常に痛い、その辺の補償等はどうなるのかという御質問がありました。そのときに、こちらの答えとしては、その説明会ではあくまで御意見として伺わせていただいて、その後検討するために持って帰りますということでお答えしたところです。

夜の部のほうは、どちらかといいますと、そういう補償的な話は一切出ませんで、販路拡大の部分ですね。いろんな今持っている部分を販路拡大してほしい、そういう場所なりを調整してほしいとか、そういうものが主な意見だったと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 今回の条例ですけども、第1条と第2条の中に、様々な意見を町長に報告することを目的としてというふうにしてあります。以前、副町長のパワハラ問題で第三者委員会がありましたけれども、議会のほうには何ひとつ報告もなく、いろいろと懲罰されましたけれども、今回ですよ、議会のほうには報告という義務がありませんけども、そのところの報告はされますか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。今回の第三者委員会の報告につきましては、まず報告書として町長のほうに第三者委員会のほうから分析結果が報告がございます。それを受けて、町のほうで、町長のほうでそれをどう判断するかということで検討することになると思うんですけども、当然、報告の内容については議員の皆さんにも公表させていただき、町民の皆さんあたりにも概要等で報告する必要があるものと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 委員の選定についてですけど、最初、一応内定している4名がいらっしゃるというふうに伺いましたけれども、すいません、もう一度確認をさせてください。メモ取り損なったところがあるので。

それと、今、議会への報告はどうなるのかということをおっしゃいましたが、委員会そのものは公開になってますよね。それについては、全町民公開としてされるのか。町民の方も来れるの

かということと、やはりこのことについては、返礼業者の方だけでなく、町民の方がすごく関心も持っておられるので、今、概要を報告するとおっしゃいましたけど、対面でのきちんとした報告会を考えておられるかどうかということも併せてお尋ねをします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。先ほどの説明の中で、委員の選定につきましては弁護士が1人、大学教員が2人、中小企業診断士が1人ということで、現時点でまだ内定しているわけじゃなくて、委員の推薦をお願いしている状況でして、まだどなたがというのははっきり決まってない状況です。

公開につきましては、基本的に会議をいつしますというのは御案内することになると思います。

ただ、条例にも書いてますけれども、委員長判断で公開しないこともあり得ますので、その辺は協議される事案によって変わってくるのかなと思うところですが、基本的には公開ということで捉えていただいていいと思います。

当然、いらっしゃるのはどなたでもということになると思います。

報告会なんですけど、現時点で報告会を広くしたほうがいいのか、ちょっとその辺も含めた上で、まだそこまでの検討には至っておりませんので、今後、いただいた報告を踏まえた上で検討させていただくことになろうかと思うところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 一応検討委員会をつくるということは、当然つくらなければいけないというふうには感じます。

ただ、先ほど質問がありましたように、昼の部は町外の方が多かった、夜の部は地元の方が多かったというふうにありますけれども、これを踏まえて検討委員会の方々が検討されることだろうと思います。そのとき、どういう結論になるのかが私はなかなか見当つかないわけですね。自分たちで考えた場合は、どこか売の場所を考えて、市内なんかで考えて、持って行って売るとか、そういう場所代は役場が出すという方法もあるのかなというふうに個人的には考えていたわけなんです。

ただ、補償せいかという話になった場合、そういう話、極端な話をしますけど、補償してくれとかいう話になった場合、補償せいと言われた場合ですよ、それは判断としては、出そうと思った人も出せない人もたくさんいるわけです。ただ、出せる方々が出してるわけ。それをまた役場の都合でできなくなった、なら補償してくれという話。これをこの委員会が認めた場合、そういう補償になるのかなとか、その不安もあるわけですよ。そこのところは行政としての立場は大体どこぐらいまでぴしゃっとした考え方を持っているのかということが必要かなと思いますので、そこ辺の考え方について、若干教えてもらえばと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。後藤議員の質問の内容につきましては、支援の内

容に関する御質問かと思えますけれども、今回、この条例でします第三者調査委員会というのが、支援の検討とかではなくて、ふるさと納税の今回の事案だったり、ガバナンスの部分の、実際にどうだったかというのを検証して、その事実を把握して、その提言とかも報告として多分いただけるような形になろうかと思うところで、支援はまた別な組織をつくりまして、そちらのほうでちょっと検討していくという形を考えております。

今現状、まだ委員会自体は立ち上げてないんですけれども、役場の内部ではその支援に向けて、事業者等からの聞き取りも行いながら、具体的にどういう支援をしていこうかという部分は検討している最中でして、その補償の部分についても当然意見があることは承知しておりますので、その部分については、今現状、補償すべきかどうかも含めた上で検討している段階にありますので、現時点ではそのような状況ということで御認識いただければと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 少し私のほうから補足をさせていただきます。ただいま総務課長が申し上げましたように、今回、この事案につきましては、体制を三つ考えております。

一つは、第三者調査委員会、今回、条例を制定する分について。これは先ほど総務課長が申し上げましたように、今回のふるさと納税制度、また、こういったオーバーが起きたことに対しての内容をしっかりと検証して、そのことについて再発防止も行いながら、また、総務省のほうにもしっかりと伝えて、今後の制度改正等につなげていっていただきたいというような思いもあり、町としてはこの検証会をしっかりと行っていきたいと思います。これについては、できる限り皆様方に内容については報告することをしていきたいと、町民の皆様方にもですね。どういう形にするかはまだ決まっておりませんが、しっかりと報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、返礼品の事業者に対しましては、これはまた別に支援委員会というような形を庁内でつくりまして、さっき6番議員も御質問いただきましたように、もう早速、これは町のほうの関係課が寄りまして、意向の調査をして、また、今日も庁議の中であったんですが、なかなか意向調査で回答がない事業者さんも多数いらっしゃいました。ですから、ここについては1社1社しっかり回りながら、それぞれの実態をしっかりと把握した上で、それぞれに応じた対応を町としては丁寧に寄り添いながら行っていきたいというふうに考えております。

それともう一つは、庁内の決裁も含めて、庁内で今回の事務の流れがどうであったのかということについては、庁舎内の職員の中でもしっかりと検証はしていきたいというふうに思っております。第三者委員会のほうでは全体的なそういった制度を検証をしていただきますけれども、内部といたしましても、業務体制につきましてもしっかりと検討し、また、改善すべきについては改善していくような体制をつくっていききたいということで考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質問ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） じゃあ、まず第三者委員会をつくりますよね。つくった後に、各個別の話合い、これを踏まえて話合いをするということか、それとも、それは別として、第三者委員会は第三者委員会で別ですよ、補償は補償で別ですよ、これどう対応するかは別ですよという二股かけてやっていくのか、どっちなのか。その流れをはっきりしないと、私たちもやめるわけですので、あと何日しかありませんけれども、後々の議員が出てこられたときに、そここのところもその議員に説明してもらわなきゃ困るわけですよ。いや、これ、みんな大きく考えてるわけですよ。ふるさと納税2年間も停止になったげなという話はもう蔓延しております。

ですから、これの解決の仕方について第三者委員会の在り方、あるいは今後の補償、補償ちゅうか、補償は正しいかどうか分かりませんが、どのような形で対応していくのかということを明確にする必要があると思うんです。その方向で行きますよということを。やっぱりここら辺はこの議会の中で明確にさせていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほど申し上げましたように、第三者委員会は第三者委員会として、今回に起こしましたことについて検証を、しっかりと第三者の立場から、まずは検証してもらうと。

返礼品の事業者の支援につきましては、これはまた別に、もう今動いておりますが、しっかりそれぞれの実情に応じた対応をできる限りするということで、第三者委員会が終わってとかではなく、これはこれとして、現在、町のほうとしてしっかり対応をさせていただいていますし、早急にこれはしていかなければいけない最重要な課題であるというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） この問題に関しては、私個人としても、議員として、この間あった全協のときにも申し上げましたが、決算を見れば簡単に分かっていた、50%を超えていたということを分かっていたことに関して、私自身はそれを注視することができなかったというのは反省をしております。議員としても反省しなければいけないというふうに思っています。

それと並行して、きちんと、なぜこのようなことになったのかというのを検証するための第三者調査委員会というのでできるということは、それはいいことだというふうに思います。

ただ、先ほどもお尋ねしたように、それを調査される委員さんが、今のところ、弁護士さん、それから大学の教員、中小企業診断士ということで、その中で誰というふうにまだ指名をしているわけではないとおっしゃいました。この方たちが本当に公正公平な中立な立場できちんと調査していただくというのがすごく大事なことになると思うので、向こうで決めてもらって、はい、そうですかではなくて、きちんと今まで利害関係がないということが一番大事だと思うんですけど、その辺はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） これは日弁連のガイドラインにも示してありますとおり、利害関係人ではないというのが前提になっております。推薦を依頼しておりますが、お願いする際も、

利害関係を有しない方というのは条件として出してる部分ですので、その辺りは大丈夫かと思っていますところ。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第98号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号「ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者調査委員会条例の制定について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第5 議案第99号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第99号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

議案第99号、令和7年度山都町一般会計補正予算（第5号）。

歳出から説明しますので、8ページを御覧ください。

2款1項総務管理費です。1目一般管理費では、1節、8節、10節の食糧費において、ふるさと納税に係る第三者調査委員会設置に伴う経費、4名分を計上しているものです。10節の消耗品費及び13節では、令和7年8月の豪雨災害に係る対応に際し、大分県からの災害派遣職員受入れに係る住居の確保及び住まいに必要となる経費を計上するものです。

15目小水力発電施設事業費では、12節において清和水力発電所の売却を進めるに当たって、不動産鑑定を行うための経費を計上するものです。

33目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費では、交付金の追加交付を受け、事業を追加して行うものであり、中島西部地区避難施設の駐車場舗装工事、災害備蓄品の購入に係る経費を計上するとともに、次の9ページを御覧ください。

12款2項基金費、19目町道維持管理基金費において、基金への積み増しを行うものです。

13款予備費は、調整です。

続きまして、歳入について説明しますので、7ページを御覧ください。

16款国庫支出金は、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、説明は省略いたします。

20款繰入金です。2項基金繰入金では、財政調整基金からの繰入金2,740万円を計上するものです。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いいたします。

令和7年度山都町一般会計補正予算。

令和7年度山都町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億700万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和7年10月24日提出、山都町長。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 説明の中で間違いがございました。7ページ、歳入です。20款の繰入金、基金繰入金ですが、2,740万と言ってしまいました。274万円の間違いです。

○議長（藤澤和生君） 議案第99号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 8ページです。17節の備品購入のところですが、これは全体のものですか。上の部分の中島西部との関係があるのか、全体の補充であるのか、また、どういうものを主に購入されるのか、お分かりでしたらお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 今回購入する備品の内訳になります。上から順に申しますと、段ボールベッド、災害備蓄マットということでベッドに使用するもの、トイレセット、ワンタッチテント、組立て式マルチトイレ、発電機、投光器、ドームテント防災倉庫と。上の1つ目、2つ目、3つ目は全体で使用する部分ということで、基本的に旧御岳小学校と各支所に備蓄品を保管しておりますので、そちらに保管して、必要なときに各避難所に持っていくという扱いになります。4番から7番につきましては、基本的にやはり中心の備蓄保管庫に置いておくんですけども、指定避難所あたりで使用が必要な場合にそこに持っていくという形になります。9番の防災倉庫なんですけど、これが先般の大雨災害のときに、下矢部西部地区が特に道路の崩落とかで通行止めになったという経緯もございますので、ちょっとあそこところはちゃんと防災倉庫を整備して、そこに必要な分だけの物資を保管しておくべきだろうという判断に至りまして、今のところ、三ヶ、葛原、北川内の3か所に防災倉庫を設置したいと考えているところです。このような形になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 表がありましたので、ありがとうございました。

それで、発電機とか投光器の説明のところに、自家発電機無と書いてあるのは、自家発電機がないところに置いていくよという意味の理解でよろしいでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。そのような御理解で結構です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 8ページですね。歳出の一番最初のところなんですけれども、1目一般管理費の中で、報酬で委員報酬ということで84万円の計上がありますけれども、これちょっと中身というか、内訳というか、もう少し教えていただけないでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 説明いたします。条例の中で、1時間当たり1万500円というのは申したと思うんですけれども、会議のほうを今年度という部分で予算要求しておりますので、大体5回、月1回開催していただければと思うところです。大体1日多くて4時間ぐらいじゃなかろうかと。で、4名、現時点で4名ということですね。だから、5回分の4時間の4名ということで、掛けることの884万という計算になります。

（自席より発言する者あり）

84万円です。すみません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 歳入の特定防衛施設周辺整備調整交付金ですが、これは今年度に交付された額ですか。また、地元では、もう1回今年度交付されるという話が上がっておりますが、それはどうでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。今回の追加交付があったのは通常分です。ですので、全体で7,000万弱ほどの交付があつてるんですけれども、多分、地元期成会がおっしゃるのは、この前、日米共同訓練があつた関係で、また追加で、恐らく何らかの形で交付されることになると思うんですけれども、恐らく今年度ではなくて来年度頭ぐらいじゃなかろうかという予想を立てているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第99号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後3時45分

令和7年10月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第9号	専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について	10月24日	報告済
議案第98号	ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者調査委員会条例の制定について	10月24日	原案可決
議案第99号	令和7年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	10月24日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
